

「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」(仮称)発足趣意書

平成 20 年 7 月 31 日

コンピュータやインターネットが急速に発展した現代では、高度に進んだデジタル化・ネットワーク化に対応したデジタル・コンテンツの流通・利用促進策が求められており、各国が関連政策の整備にしのぎを削っています。コンテンツは、国内外でより多くのユーザーに利用されることにより、クリエイターなど関係者がより多くの収益機会に恵まれ、より豊かな創造のサイクルが回る、というメカニズムを内包しております。

日本以外に目を向けますと、既に、米国では Google や YouTube、Yahoo! が、中国では百度(バイドゥ)や優酷網(ヨウク)が、韓国では Naver(ネイバー)が、コンテンツ流通・利用の基盤となる事業者として、活躍しています。しかしながら、明治以来初めて平成 14 年に「知的財産立国」を標榜したにもかかわらず、日本ではこのような強力な事業者は未だに生まれておりませんし、残念ながら上記のメカニズムが機能する状態になっておりません。

このような状況において、知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2007」は、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を 2 年以内に整備」することを、我が国の「世界最先端のコンテンツ大国を実現する」ための具体的な政府の施策としました。その 2 年目に当たる「知的財産推進計画 2008」においては、デジタル・ネット時代に対応した知財制度の整備について、「2008 年度中に結論を得る」としただけで、早急に議論が深められることが強く期待されています。

本年に入り、政府・知的財産戦略本部には「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」が、また自由民主党の知的財産戦略調査会には「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」が設けられる等、これらに関連する議論も開始されています。しかし、最先端の法制度等の整備のためには、更に広い視点から、我が国であまねく議論がなされるべきでしょう。

すなわち、世界最先端のコンテンツ大国を実現するという観点からは、権利者、事業者、消費者の皆が全て満足し、幸せになることができる法制度やビジネス・モデルが何であるかについて、幅広い参加者を各界から得て率直に意見を述べ合い、自由に議論することが必要であると考えます。そして、上記の現状に鑑みますと、本年中にいかに議論を深められるかが、我が国がデジタル時代で生き残れるか否かの生命線又は分岐点、勝負であると考えます。

デジタル・ネット時代を迎え、我が国は何としても国際的な制度間競争に打ち勝たなければなりません。国の将来を憂う皆様のご参加を得て、この度、「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」(仮称)を発足させるものであります。

発起人代表 東京大学名誉教授・弁護士 中山 信弘
発起人 株式会社角川グループホールディングス代表取締役会長
角川 歴彦
発起人 参議院議員 世耕 弘成
発起人 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役
和田 洋一

以 上